

地方公共団体情報システム機構内部監査規程

平成26年4月1日地情機規程第46号
改正 平成29年1月19日地情機規程第2号
改正 平成29年3月30日地情機規程第9号
改正 平成30年3月30日地情機規程第6号
改正 平成31年3月29日地情機規程第9号
改正 令和6年3月14日地情機規程第5号
改正 令和7年6月27日地情機規程第15号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 内部監査体制（第4条—第8条）
- 第3章 内部監査の実施（第9条—第15条）
- 第4章 他の監査機関との連携（第16条）
- 第5章 補則（第17条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）における業務の適正かつ効率的な運営を確保するための内部監査に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（内部監査の対象）

第2条 この規程に定める内部監査の対象は、地方公共団体情報システム機構定款（平成26年3月25日総務大臣認可）第22条に規定するすべての事業における業務とする。

（内部監査の種類）

第3条 内部監査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務監査 機構の各事業活動の業務が法令及び機構の諸規程等に従い適正かつ効率的に執行されていること並びに業務管理のための組織、制度及び手続が妥当であること等に関する監査
- (2) 会計監査 会計上の諸取引が事実に基づき、正当な証拠書類によって適正に表示され、帳票及びその他の書類等が法令及び機構の諸規程等に従って記録されていること等に関する監査

第2章 内部監査体制

（内部監査責任者）

第4条 内部監査を統括するため、内部監査責任者を置く。

2 内部監査責任者は、監査室長をもって充てる。

（内部監査員）

第5条 内部監査責任者は、内部監査ごとに、原則として当該監査の対象部門に属していない職員の中から、部等（コンタクトセンター、部又は室（監査室を除く。）をいう。）の長

と協議の上、内部監査員を指名するものとする。

- 2 監査室長を除く監査室の職員（兼務の職員を含む。）は内部監査員とし、人事異動等により監査室の職員でなくなった場合はこの限りではない。
- 3 内部監査責任者は、第1項において、必要に応じて外部の専門家を利用することができる。

（内部監査人の権限）

第6条 内部監査責任者及び内部監査員（以下「内部監査人」という。）は、内部監査対象の関係者に対して質問、帳票書類の閲覧その他内部監査上必要な要求を行うことができる。

- 2 前項の要求を受けた職員は、正当な理由なくこれを拒否し、又は虚偽の回答をしてはならない。

（内部監査人の遵守事項）

第7条 内部監査人は、内部監査の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) あらゆる観点から事実を客観的に調査及び検討し、その評価に当たっては公正不偏の態度で臨まなくてはならない。
- (2) 内部監査人は、内部監査によって知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。
- (3) 内部監査人は、業務の遂行に当たっては、内部監査人としての正当な注意を払わなければならない。
- (4) 被監査部門の業務に対し、直接の指揮命令を行ってはならない。

（内部監査人の適正な能力の確保）

第8条 内部監査人は、機構の事業及び業務並びに内部監査に必要な専門知識の習得に努める。

第3章 内部監査の実施

（内部監査計画の作成）

第9条 内部監査責任者は、事業年度の開始前に、年度内部監査計画を作成し、内部統制委員会（地方公共団体情報システム機構内部統制に関する規程（平成26年地情機規程第15号）第4条に規定する内部統制委員会をいう。以下同じ。）における審議を経て、理事長の承認を得る。

- 2 内部監査責任者は、前項の作成に当たり、必要に応じて中期内部監査計画を作成し、内部統制委員会における審議を経て、理事長の承認を得る。

（内部監査の実施計画の作成及び内部監査の実施）

第10条 内部監査員は、内部監査の実施に当たり、年度内部監査計画に基づいた実施計画を作成し、内部監査責任者の承認を得る。

- 2 内部監査責任者は、内部監査の実施前に、被監査部門に概要を通知する。
- 3 内部監査責任者は、実施計画に基づき、内部監査を実施する。

（内部監査報告書の作成）

第11条 内部監査員は、内部監査終了後速やかに、実施した内部監査の項目及び結果を記載した内部監査調書を作成する。

- 2 内部監査員は、内部監査調書に基づいて内部監査報告書を作成し、内部監査責任者の承認を得る。

3 内部監査人は、内部監査報告書の作成に当たり、内部監査調書を被監査部門の長（部門リスク管理責任者（コンタクトセンター及び室にあつては、リスク管理責任者）又は部門情報セキュリティ責任者（コンタクトセンター及び室にあつては、情報セキュリティ責任者）をいう。以下同じ。）に確認を依頼する。

4 内部監査責任者は、監査で指摘した事項があつた場合には、前項による被監査部門の長の確認後、リスク管理事務局又は情報セキュリティ管理事務局に内部監査調書の内容を提供する。

（内部監査結果の報告）

第12条 内部監査責任者は、内部監査終了後、内部統制委員会に内部監査結果を報告する。ただし、緊急を要する事項及び経営に重大な影響を与えるおそれのある事項については、内部監査の終了を待たずに速やかに理事長、監事及び最高統括リスク管理責任者（情報セキュリティ管理に関する事項については最高統括リスク管理責任者及び最高情報セキュリティ責任者）に報告する。

（是正処置）

第13条 理事長は、内部監査報告書において指摘された事項について、最高統括リスク管理責任者（情報セキュリティ管理に関する事項については最高情報セキュリティ責任者）に是正処置を指示し、当該指示を受けた最高統括リスク管理責任者又は最高情報セキュリティ責任者は、その内容を踏まえ、被監査部門の長に是正処置を指示する。

2 前項の是正処置の指示を受けた被監査部門の長は、対応を検討の上、是正処置の計画書及び報告書を作成し、リスク管理事務局（情報セキュリティ管理に関する事項については情報セキュリティ管理事務局）に提出するとともに、是正処置の報告書については、同項の指示を行った最高統括リスク管理責任者又は最高情報セキュリティ責任者に報告する。この場合において、最高情報セキュリティ責任者が是正処置の報告を受けたときは、最高情報セキュリティ責任者は、最高統括リスク管理責任者に当該報告内容を報告する。

3 前項において、リスク管理事務局又は情報セキュリティ管理事務局は、是正処置の計画書及び報告書の内容が内部監査報告書と照らし適切なものであることを確認する。

4 最高統括リスク管理責任者及び最高情報セキュリティ責任者は、是正処置の報告書の内容を確認し、調整すべき事項がある場合には必要に応じて理事長に報告し、指示を受ける。

（フォローアップ）

第13条の2 内部監査責任者は、是正処置の実施状況及び結果を確認し、内部統制委員会に報告する。

（見直し）

第14条 内部監査責任者は、内部監査結果を踏まえ、必要に応じて内部監査に関する計画や体制を見直す。

（記録の保存）

第15条 内部監査責任者は、内部監査の計画、実施及び結果に関する記録を保存する。

第4章 他の監査機関との連携

（他の監査機関との連携）

第16条 内部監査責任者は、監事並びに地方公共団体情報システム機構会計規程（平成26年

地情機規程第3号)第41条に規定する外部監査人及び地方公共団体情報システム機構情報システムの外部監査に関する規程(平成29年地情機規程第6号)第4条に規定する外部監査人による監査の実効性及び効率性を高めるために、必要に応じて監事又は外部監査人と情報交換を行う。

2 内部監査責任者は、監事又は外部監査人から報告又は資料の提示を求められた場合には、協力する。

第5章 補則

(補則)

第17条 個別の内部監査に関する手順が別に定められている場合は当該別に定められている手順による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月19日地情機規程第2号)

この規程は、平成29年1月19日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日地情機規程第9号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日地情機規程第6号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日地情機規程第9号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月14日地情機規程第5号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月27日地情機規程第15号)

この規程は、令和7年7月1日から施行する。